



平成 27 年 8 月 20 日

各 教 育 事 務 所 長 様
西部教育事務所芸北支所長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」の一部見直しについて（通知）

このことについて、各市町教育委員会教育長に別紙写しのとおり照会しました。

担 当 生徒指導係
電 話 082-513-5043 (ダイヤルイン)
(担当者 木佐木)



平成 27 年 8 月 20 日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」の一部見直しについて (照会)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別紙写しのとおり依頼
がありました。

ついては、別紙 1 に基づき、別紙 2, 3, 4 及び別添 1, 2, 3 を参考にして、所管の
小・中学校の状況を、調査票 (小・中学校用) の 7 頁～19 頁 (18 頁を除く) に取りまとめ、
平成 27 年 9 月 10 日 (木) までに電子メールで当課に提出してください。

なお、別紙 3 の「3 いじめの状況 1 (2)」には、「『いじめ』の中には当然、暴
力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の『生徒間暴力』の件数に
も計上すること。」と示されています。平成 27 年 3 月 19 日付け「平成 26 年度児童生徒の
問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の
取組状況に関する調査について (照会)」に基づく調査で、「生徒間暴力」として計上して
いるもののうち、被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていたと思われる場合は、いじめと
しても計上してください。また、関連する項目についても修正してください。

電子メールの件名及びファイル名 : 【(〇〇市町) [再調査] H26 諸問題調査】

担当 生徒指導係
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)
電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 木佐木)



平成 27 年 8 月 20 日

関係市教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」の一部見直しについて (照会)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別紙写しのとおり依頼
がありました。

については、別紙 1 に基づき、別紙 2, 3, 4 及び別添 1, 2, 3 を参考にして、所管の
小・中学校の状況を、調査票 (小・中学校用) の 7 頁～19 頁 (18 頁を除く) に、市立高等
学校の状況を、調査票 (市立高等学校用) に取りまとめ、平成 27 年 9 月 10 日 (木) まで
に電子メールで当課に提出してください。

なお、別紙 3 の「3 いじめの状況 1 (2)」には、「『いじめ』の中には当然、暴力
行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の『生徒間暴力』の件数にも
計上すること。」と示されています。平成 27 年 3 月 19 日付け「平成 26 年度児童生徒の問
題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取
組状況に関する調査について (照会)」に基づく調査で、「生徒間暴力」として計上してい
るもののうち、被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていたと思われる場合は、いじめとし
ても計上してください。また、関連する項目についても修正してください。

電子メールの件名及びファイル名 : 【(〇〇市) [再調査] H26 諸問題調査】

担当 生徒指導係
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)
電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 木佐木)



平成 27 年 8 月 20 日

各 県 立 学 校 長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（照会）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

については、別紙 1 に基づき、別紙 2, 3, 4 及び別添 1, 2, 3 を参考にして、貴校の状況を調査票（県立学校用）に記入の上、平成 27 年 9 月 10 日（木）までに電子メールで当課に提出してください。

なお、別紙 3 の「3 いじめの状況 1 (2)」には、「『いじめ』の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の『生徒間暴力』の件数にも計上すること。」と示されています。平成 27 年 3 月 19 日付け「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について（照会）」に基づく調査で、「生徒間暴力」として計上しているもののうち、被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていたと思われる場合は、いじめとしても計上してください。また、関連する項目についても修正してください。

電子メールの件名及びファイル名 : 【(校番)(学校名)[再調査]H26 諸問題調査】

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 歳實)



平成 27 年 8 月 20 日

広島市教育長様

豊かな心育成課長

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（照会）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

については、別紙 1 に基づき、別紙 2, 3, 4 及び別添 1, 2, 3 を参考にして、所管の小・中学校の状況を、調査票（小・中学校用）の 7 頁～19 頁（18 頁を除く）に、市立高等学校及び市立特別支援学校の状況を、調査票（市立学校用）に取りまとめ、平成 27 年 9 月 10 日（木）までに電子メールで当課に提出してください。

なお、別紙 3 の「3 いじめの状況 1 (2)」には、『いじめ』の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の『生徒間暴力』の件数にも計上すること。」と示されています。平成 27 年 3 月 19 日付け「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について（照会）」に基づく調査で、「生徒間暴力」として計上しているもののうち、被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていたと思われる場合は、いじめとしても計上してください。また、関連する項目についても修正してください。

電子メールの件名 : 【(広島市) [再調査] H26 諸問題調査】

ファイル名 : 【小中学校 : (広島市) [再調査] H26 諸問題調査】

【市立高等学校 : (学校名) [再調査] H26 諸問題調査】

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 木佐木)



平成 27 年 8 月 20 日

広島中学校長様

豊かな心育成課長

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（照会）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

については、別紙 1 に基づき、別紙 2, 3, 4 及び別添 1, 2, 3 を参考にして、貴校の状況を調査票（小・中学校用）に記入の上、平成 27 年 9 月 10 日（木）までに電子メールで当課に提出してください。

なお、別紙 3 の「3 いじめの状況 1 (2)」には、「『いじめ』の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の『生徒間暴力』の件数にも計上すること。」と示されています。平成 27 年 3 月 19 日付け「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査について（照会）」に基づく調査で、「生徒間暴力」として計上しているもののうち、被害の生徒が心身の苦痛を感じていたと思われる場合は、いじめとしても計上してください。また、関連する項目についても修正してください。

電子メールの件名及びファイル名 : 【(校番)(学校名)[再調査]H26 諸問題調査】

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 歳實)



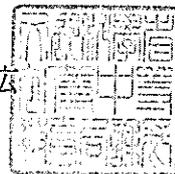
27初児生第26号
平成27年8月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広



(印影印刷)

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に
関する調査」の一部見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
先日、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念しており、さきに発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても緊急の点検をお願いしたところです。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数については、都道府県間の差が極めて大きい状況であります（別添1のとおり、平成25年度分調査では最大で約83倍の差となっている。）、実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっております。

そこで、このたび、いじめの認知について抽出による聴き取り調査を実施した結果、いじめの認知をめぐる課題が明確になったので、従来、示しているものも含め、いじめの認知に関する考え方を記1のとおり示します。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可

した学校に対し、下記事項を周知するとともに、正確な状況の把握のため、既に提出いただいた平成26年度問題行動等調査「調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」についてのみ、記2に記載の留意点を踏まえて見直しを行い、再度御提出いただくようお願いします。その際、各学校に対しては、アンケート調査や個別面談の結果、いじめの防止等の対策のための組織で共有した情報などを丁寧に精査し、認知漏れの絶無を期するよう御指導願います。

なお、提出の方法は、原則として平成26年度問題行動等調査と同様であり、詳細は、別添3を参照してください。

記

1 いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを

認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- (5) 「いじめの真の発生件数／児童生徒数」に、都道府県間で数十倍の差があるとは考えられないことから、仮に、今回の再調査の結果、平成25年度分調査における児童生徒1,000人当たりの認知件数が上位に属さない都道府県において同件数が急増したとしても、それは、いじめの認知が正確に行われるようになり、実態をより正確に反映した数値になったというだけで、その都道府県におけるいじめの発生が増えたと捉える必要はないと考えられる。

2 見直しに当たり留意すべき点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例（別添2）を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査Ⅲ 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査Ⅳ 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。（別添4参照）

また、重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導室
生徒指導調査分析係
生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係
電話番号 03-5253-4111
03-6734-3057 (直通)
e-mail s-sidou1@mext.go.jp

平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公立)

順位	都道府県	認知件数(件)	1000人当たりの認知件数(件)
1	京 都 府	28,118	99.8
2	鹿 児 島 県	14,240	72.0
3	宮 崎 県	9,452	71.5
4	宮 城 県	17,567	69.2
5	千 葉 県	20,446	31.2
6	大 分 県	3,496	27.1
7	和 歌 山 県	2,649	23.7
8	山 梨 県	2,254	22.4
9	山 形 県	2,712	21.4
10	熊 本 県	3,925	19.1
11	茨 城 県	4,706	13.7
12	愛 知 県	11,220	13.2
13	岐 阜 県	3,072	12.9
14	長 崎 県	1,955	12.1
15	静 岡 県	4,529	10.9
16	秋 田 県	1,115	10.6
17	福 井 県	855	9.2
18	栃 木 県	2,028	9.0
19	奈 良 県	1,298	8.2
20	東 京 都	10,073	8.1
21	神 奈 川 県	7,297	7.8
22	石 川 県	1,014	7.8
23	滋 賀 県	1,331	7.8
24	徳 島 県	578	7.1
25	高 知 県	540	6.9
26	青 森 県	968	6.6
27	北 海 道	3,669	6.5
28	岩 手 県	849	6.0
29	長 野 県	1,455	5.9
30	三 重 県	1,255	5.9
31	山 口 県	894	5.9
32	群 馬 県	1,307	5.8
33	富 山 県	686	5.8
34	新 潟 県	1,394	5.5
35	大 阪 府	5,021	5.2
36	兵 庫 県	2,829	4.6
37	岡 山 県	1,023	4.6
38	島 根 県	344	4.4
39	愛 媛 県	682	4.4
40	埼 玉 県	2,907	3.8
41	広 島 県	1,126	3.6
42	沖 縄 県	560	2.8
43	福 岡 県	1,441	2.6
44	鳥 取 県	157	2.4
45	香 川 県	270	2.4
46	佐 賀 県	238	2.3
47	福 島 県	258	1.2
	合 計	185,803	13.4

<p>・調査に当たり10の自治体を抽出した。自治体名はA～Jで表記する。 ・それぞれの自治体で事例1から事例4について、いじめと認知するか否かを18者(都道府県教育委員会1、都道府県立学校2、市区町村教育委員会5、市区町村立小学校5及び中学校5 計18)が回答。そのうちいじめを認知すると回答したものの割合を示している。</p>		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	平均	
児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数(平成25年度)		30以上				10以上 30未満		10未満					
事例1	<p>●定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。(A君、B君、C君の証言は一致)</p> <p>・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。</p> <p>・しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。</p> <p>・その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。</p>	【定義に照らしていじめとして認知する。】 ・認知しない理由に「いじめが解消しているのでは」との回答があったが、いじめの初期の段階や、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても漏れなく認知件数に計上する。 ・A君とB君の関係は、今後も留意して見ていく必要がある。 ・同程度の事案は、学校生活で頻繁に発生していると考えられるが、本調査では、認知の割合は11%～94%と自治体間での差が大きい。このことが、問題行動等調査の自治体間の認知件数の差に大きく影響していると考えられる。	94%	83%	72%	61%	78%	83%	72%	50%	44%	11%	64%
事例2	<p>●「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。</p> <p>・B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。</p> <p>・楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると(自分(C君)はA君が、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが)「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。</p> <p>・B君が、「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。</p> <p>●後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことではないで。」と言った。</p> <p>●後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。</p>	【定義に照らしていじめとして認知する。】 本人が否定してもいじめと判断できるものであり、本事案については、自治体間の差は少ない。いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続き留意して認知に努める必要がある。	100%	100%	100%	100%	94%	100%	100%	100%	94%	94%	98%
事例3	<p>●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。</p> <p>・具体的に誰から、どのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したくない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめにちがいないと思っているとの説明だった。</p> <p>・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。</p> <p>・学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。</p> <p>・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。</p>	【いじめと認知しない。】 ・事例に示した情報からは、現時点でいじめの事実は確認できない。しかし、母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し(その後、母親の訴えのとおりいじめが判明することもあり得る)、家庭との連絡を密にして対応する必要がある。 ・本事案については自治体間の差が比較的大きい。国のいじめ防止基本方針にいじめの重大事態について「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのとして報告・調査等に当たる」との記載があるが、これは重大事態の報告・調査等についての記載であり、これをもって学校が認知していないいじめを認知したと報告することには当たらない。	56%	44%	39%	22%	50%	17%	22%	22%	0%	0%	27%
事例4	<p>●定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。</p> <p>・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。</p> <p>・B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。</p> <p>・しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。</p> <p>・A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。</p>	【定義に照らしていじめとして認知する。】 ・A君による「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知する(問題行動等調査では4件となる)。A君と「B君、C君、D君、E君」の双方がいじめを主張しているため「けんか」と判断した可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要がある。A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導する。 ・認知しない理由に「A君の暴力行為と考え、いじめとは認知しない」との回答があったが、被害者の訴えをはじめ、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況であり、暴力行為といじめの双方に計上することが適切である。 ・この事例も自治体間での差が比較的大きいが、いじめを「対人関係のトラブルとして扱い認知件数に計上しない」等の自治体があると調査で大きな差になってしまうので留意する。	100%	100%	89%	78%	100%	94%	78%	89%	78%	39%	84%
平均		88%	82%	75%	65%	81%	74%	68%	65%	54%	36%	69%	

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
におけるいじめに係る調査の見直しについて

1 見直しを行う調査について

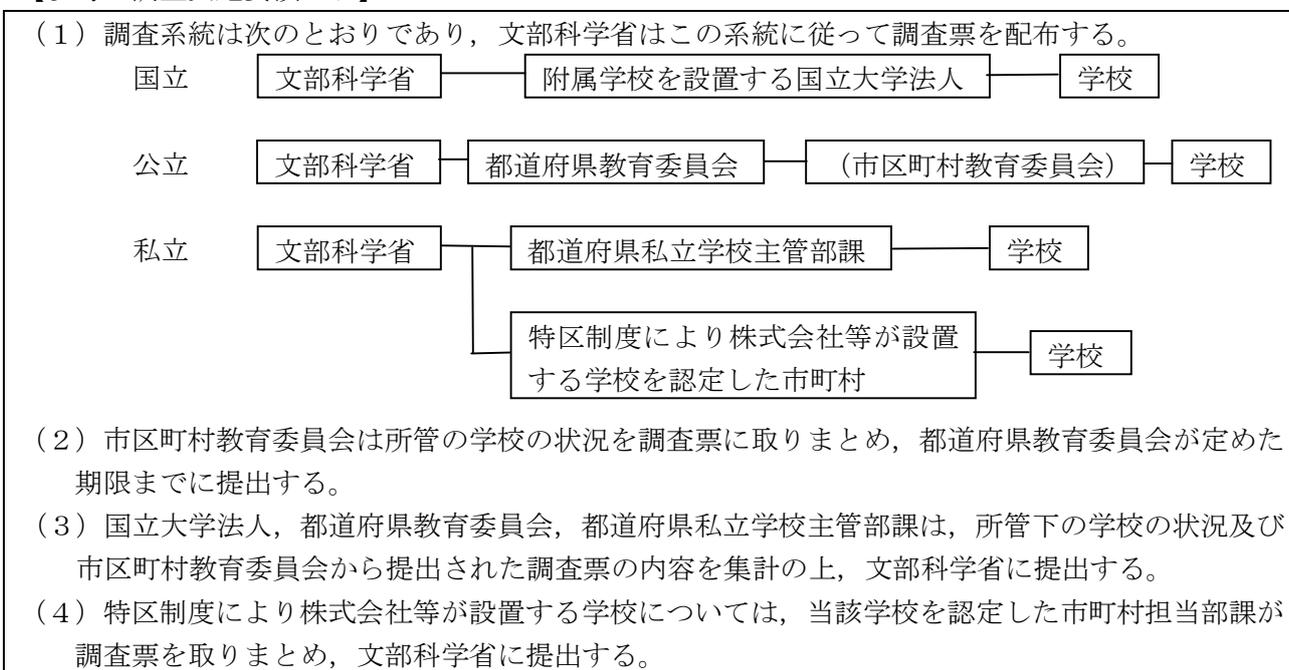
本調査中の調査Ⅱ「平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」の各調査項目の見直しを行う。

ただし、「11. いじめ防止対策推進法に関して」については、「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(17頁)」のみ回答することとし、(2)～(4)(18頁)については回答不要である。

2 調査票の配布及び提出について

調査票の配布及び提出は、平成27年2月24日付け26初児生第50号にて依頼した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に準ずる。

【参考：調査実施要領より】



3 提出期限

平成27年9月17日16:00までに当課宛て電子メールにて提出すること。

E-mail : s-sidou1@mext. go. jp

4 結果の公表の方法

(1) 調査Ⅱの結果については、10月末を目途に文部科学省が公表する。いじめに係る調査以外の結果の公表は9月初旬を予定している。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



疑いがあると認めるとき

- 因果関係が明確に認められなくとも因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」であると捉えます。
- 平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の結果を見ると「重大事態」として捉えるべき事案を見逃していることも考えられます。

不登校になったきっかけと「重大事態」の発生件数

	不登校児童生徒数	うち、不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	24,175人	414人	41件 (9.9%)
中学校	95,442人	1,527人	62件 (4.0%)
高等学校	55,655人	178人	19件 (10.7%)
計	175,272人	2,119人	122件 (5.8%)

※括弧内の数字は、「不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数」に占める「重大事態」の発生件数」の割合

平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」結果より

**平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
及びいじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況に関する調査
実施要項**

1 調査の趣旨

本調査は、児童生徒の問題行動等について、状況を調査・分析することにより、生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げていくものとする。

2 調査の概要（名称、対象、期間等）

区分	調査名称	調査対象	調査期間
調査Ⅰ	平成 26 年度における暴力行為の状況等	公立高等学校	平成 26 年度間
調査Ⅱ	平成 26 年度におけるいじめの状況等	公立高等学校 公立特別支援学校	平成 26 年度間
調査Ⅲ	平成 26 年度における長期欠席の状況等	公立高等学校	平成 26 年度間
調査Ⅳ	平成 26 年度における中途退学の状況等	公立高等学校	平成 26 年度間
調査Ⅴ	平成 26 年度における自殺の状況	公立高等学校	平成 26 年度間

3 調査票の提出期限

平成 27 年 5 月 20 日（水）

4 その他

- ・ 問題行動等生徒指導上の諸問題の把握に当たっては、正確を期すこと。また、調査票の記入は、別紙 4 「調査票記入上の留意点」を参照し、数値の集計誤差を生じないように留意すること。
- ・ 調査についての問い合わせ先

広島県教育委員会事務局教育部豊かな心育成課生徒指導係
(082) 513-5043
- ・ 調査提出先アドレス ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

調査についての留意事項

1 児童生徒に対する適切な対応について

この調査は、「いじめ」、「不登校」等について、一定の定義等の下で調査を行うことを通じて、児童生徒の問題行動等への取組に資することを目的とするものである。この調査の定義に基づいて挙げられた問題行動等の中でもその様子は様々であり、また、児童生徒の生徒指導上の課題はこの調査が対象としている問題行動等に限られるものではない。学校及び教育委員会等においては、日頃より児童生徒の個々の状況に応じて適切に指導等を行うこと。

2 問題行動等の記録の作成について

各学校においては、特定の教職員のみでなく、全ての教職員が共通理解の下で組織的に対応するため、問題行動等の内容、程度、状況等を日誌等に日頃から記録するなどして正確な実態把握に努めるとともに、教職員間でその情報を共有すること。

3 いじめの認知件数等の適切な把握について

いじめの定義については「いじめ防止対策推進法」において定められているところであり、同法の趣旨を十分に踏まえたいじめの認知が求められる。しかしながら、平成25年度調査の結果では、1,000人当たりのいじめの認知件数について、最も高い都道府県の99.8人と最も低い都道府県の1.2人との間で約83倍の開きが見られ、いまだに大きなばらつきが生じている。

また、1,000人当たりのいじめの認知件数が低い都道府県においては、いじめの発見のきっかけに関して、学校の教職員等が発見という項目の割合が低いことなどから、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

については、いじめの積極的な認知に当たって、以下の点に留意すること。

- ・定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- ・アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。

また、各都道府県教育委員会等にあっては、別紙5の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引(学校用)」を十分に活用し、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導、助言に努めること。

4 暴力行為の状況について

「暴力行為」については、第一に未然防止、早期発見・早期対応の取組が重要であり、そのような観点から、事案の軽重にかかわらず、調査票に掲げた例示の程度等を上回る暴力行為があれば、全て計上すること。

5 いじめの状況等について

- (1) 「いじめ」については、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要であること。
- (2) 子供からいじめの訴えがあったときには、いじめがあるものとして親身になって受け止めて対応することを基本とする。個々の行為が「いじめ」か「けんか」に当たるか否かの判断は、学級担任

のほか、教科担任や部活動等の顧問教師などが、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、日頃の当該児童生徒の性行などを見極めた上で判断すること。

- (3) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」の回数が「いじめ」に当たるか否かの判断の基準となるものではないことに留意すること。
- (4) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (5) いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。
また、各教育委員会等は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。
- (6) 「アンケート調査」や「個別面談」等の実施は、飽くまでいじめの実態把握のための方法であり、実際に把握したいじめについて、一つ一つきめ細かく適切に対応することが重要であること。

6 小学校及び中学校における不登校の状況等について

小学校及び中学校における不登校の状況等に関する調査（調査Ⅲ）については、平成27年度学校基本調査における「理由別長期欠席者数」の項目で、「不登校」として報告した児童生徒が本調査における調査対象となることから、学校基本調査の報告の段階において、「学校基本調査の手引」に基づいて不登校に該当する児童生徒を正確に把握することが特に重要であること。

特に、長期欠席者における「不登校」と「病気」の調査上における取扱いについては、学校基本調査において、理由別長期欠席者数の「病気」の欄が「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）」とされていることに留意すること。

7 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況について

平成26年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものについて記入すること。警察により自殺と判断されたものを把握した場合は計上すること。（個々の自殺事案への対応（在校生や保護者への伝達内容等）においては、遺族の意向を最大限に考慮すべきであるが、本調査は、全国的な状況を調査・分析し、的確な実態把握により未然防止につなげる統計調査であるという趣旨を踏まえ、可能な限り客観的な事実に基づき記入するよう努めること。）

8 通信制高校の調査について

通信制高校においては、本校内の問題行動等だけでなく、協力校、サポート校、学習センター等及び学校外における生徒の問題行動等についても、学校の把握している状況を記入すること。この際、生徒の問題行動等の把握が難しいことも想定されるが、協力校、サポート校、学習センター等から情報の提供を受け、また、生徒やその保護者からも積極的に情報を収集するなどして状況の把握に努めること。

(別紙3)

(別紙5)



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成26年度

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引

(学 校 用)

文部科学省

調査票の作成要領

この手引は、各学校において文部科学省が送付する調査票を用いて回答を作成する場合の便に供するため、調査票ごとに記載されている基準や例示等をまとめたものです。調査票の記載事項と併せてこの手引を参照し、回答くださるようお願いいたします。

1 共通事項

各調査票の作成に当たっては、次の点に注意してください。

1 学校名等の記入に当たって

- (1) 「都道府県番号」の欄は、学校においては記入不要。
- (2) 「設置区分」の欄は、国立学校「1」、公立学校「2」、私立学校「3」を記入する。
- (3) 「国立大学法人」の欄は、学校においては記入不要。
- (4) 「所属課名」の欄は、記入者の職名（教諭等）を記入する。

2 各セルへの記入に当たって

- (1) 各学校においては、黄色のセルのみ記入する。該当する項目を選択する場合は「1」を記入する。
- (2) 水色のセルは、教育委員会等が入力する欄のため、学校においては記入不要。
- (3) 灰色のセルは、計算式が組み込まれているため、入力不可。

3 中等教育学校の扱いについて

- (1) 中等教育学校前期課程にあつては、中学校の欄を使用すること。
- (2) 中等教育学校後期課程にあつては、高等学校の欄を使用すること。

4 その他

教育委員会等から指示があつた場合は、その指示に従うこと。

2 暴力行為の状況

1 記入に当たって

- (1) 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、暴力行為によってけがや外傷があるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為を上回るようなものを全て調査対象とすること。

○ 「対教師暴力」の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・ 教師の胸倉をつかんだ。
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。

- ・ その他，教職員に暴行を加えた。
 - 「生徒間暴力」の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり，双方が相手を殴った。
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が，中学校時の後輩で，中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
 - ・ 部活動中に，上級生が下級生に対し，指導と称して清掃道具でたたいた。
 - ・ 遊びやふざけを装って，特定の生徒の首を絞めた。
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり，けがには至らなかったが，身体を突き飛ばすなどした。
 - ・ その他，何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。
 - 「対人暴力」の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした。
 - ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり，殴ったり蹴ったりした。
 - ・ 登下校中に，通行人にけがを負わせた。
 - ・ その他，他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。
 - 「器物損壊」の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
 - ・ トイレのドアを故意に壊した。
 - ・ 補修を要する落書きをした。
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
 - ・ 学校備品（カーテン，掃除道具等）を故意に壊した。
 - ・ その他，学校の施設・設備等を故意に壊した。
- (2) 1件の暴力行為につき，「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」のいずれか1つの形態として分類すること。その際，態様として，対教師暴力とそれ以外の形態との複合である場合には「対教師暴力」として扱い，生徒間暴力と対人暴力又は器物損壊との複合である場合には「生徒間暴力」として扱い，対人暴力と器物損壊との複合である場合には「対人暴力」として扱うこと。
- (3) 暴力行為の発生を「学校内」「学校外」別に記入すること。ただし，「器物損壊」については「学校内」で起きた場合のみを記入すること。
- ① 「学校内」で起きた暴力行為とは以下のものをいう。
- イ 校内で起きた暴力行為（年末年始の休業日など学校としての教育活動が行われていない日・時間帯で起きた場合を除く。）
 - ロ 教育課程に基づく校外活動（修学旅行，遠足，社会体験活動等）中に起きた暴力行為
 - ハ 校外での部活動中に起きた暴力行為
 - ニ 通常の時間帯，通学路での登下校中（学用品の購入，工事現場のう回など，合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む。）に起きた暴力行為
- ② 「学校外」で起きた暴力行為とは，①以外の場合をいう。
- (4) 暴力行為の中には，いじめに該当するものもあり，その場合には，「調査Ⅱ いじめの状況」のいじめの認知件数にも計上すること。
- (5) 小・中・高等学校を卒業した児童生徒が，卒業式後3月31日までの間に起こした暴力行為

については、当該小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為とすること。

2 「1. 暴力行為の発生学校数等」

- (1) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (2) 「発生学校数」の欄は、学校内・学校外の区分ごとに「発生件数」の欄に1件以上の暴力行為を計上した学校において「1」を記入する。
- (3) 「発生件数」の欄は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」のそれぞれの発生件数の合計と一致させること。
- (4) 「加害児童生徒数」の欄は、学校内・学校外の区分ごとに実人数を記入する。(例) 1人の加害児童生徒が学校内の対教師暴力と学校内の生徒間暴力の両方に計上されている場合、1人と数える。

3 「2. 対教師暴力の状況」

「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」、「被害教師数」の欄は実人数を記入する。「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。

(例) 1人の児童生徒が学校内で同じ教師に対して3回対教師暴力を起こし、そのうちの1回について被害教師が病院で治療を受けた場合、発生件数3件(※1件)、加害児童生徒数1人、被害教師数1人とする。

4 「3. 生徒間暴力の状況」

- (1) 「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」、「被害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。
- (2) 「加害児童生徒数」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること(以下同じ)。また、加害・被害の別が判別しない児童生徒を加害児童生徒数に計上する場合、当該児童生徒が病院で治療を受けているときは、「うち、被害者が病院で治療を受けた場合の件数」に計上すること。

5 「4. 対人暴力の状況」

「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」、「被害者数」の欄は実人数を記入する。「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。

6 「5. 器物損壊の状況」

- (1) 「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。
- (2) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生学校数1校、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

7 「6. 学年・男女別加害児童生徒数」

- (1) 合計欄の(15)計の加害児童生徒数は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数の合計とそれぞれ一致するようにすること。なお、延べ人数となることから、実人数を記載している「1. 暴力行為の発生学校数等」の「(4) 加害児童生徒数」の合計とは一致しない場合もある。
- (2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年

度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

8 「7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数」

- (1) 「加害児童生徒に対する学校の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。
- (2) 「退学・転学」中の(1)「懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。(2)「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における(1)「懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設型中学校のみが想定されている。
- (3) (3)「停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (4) 【公立学校のみ該当】
(4)「出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
- (5) (6)「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。
- (6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。(例)出席停止と訓告に該当する場合は、出席停止とする。

9 「8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数」

「加害児童生徒」に対する「関係機関の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に、最終的な措置について、その人数を記入すること。なお、少年鑑別所に送致・収容のケースについては、家庭裁判所の欄に含めて記入すること。また、措置が確定していない場合は、平成27年3月31日現在の状況について記入すること。

10 「9. 加害児童生徒に対する学校の対応」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒一人一人について、「指導した者」(指導した教員等の人数を記すのではない。),「連携した機関等」,「指導等の内容」のそれぞれについて、該当する項目を全て選択すること。
- (3) 「連携した機関等」には、当該機関の関係団体や関係者も含む。なお、「警察等の刑事司法機関等と連携した対応」にはサポートチームの取組などを含む。

3 いじめの状況

1 記入に当たって

- (1) いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせている。「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行うこと。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈されることのないようにすること。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
 - ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
 - ③ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
 - ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
 - ⑤ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒の学校が異なる場合、原則として、「いじめる児童生徒への対応」、「いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数」等、いじめる児童生徒の状況についてはいじめる児童生徒の在籍する学校において記入し、「いじめの認知件数」、「いじめの態様」等、いじめられた児童生徒の状況についてはいじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。

2 いじめの積極的な認知に当たっての留意点

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。

3 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」

- (1) いじめの認知に当たっては、いじめはどの子供にも起こり得るものであることを十分認識す

ることが必要であること。このため、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行うなど、いじめの早期発見のための取組を積極的に行う必要があること。

- (2) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (3) 「認知した学校数」には、平成26年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「認知していない学校数」には、平成26年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (4) 「認知件数」には、平成26年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、いじめの認知件数に含めること（その場合、具体的ないじめの行為の回数を記入しないよう注意すること。以下同じ。）。

(例) A君がB君、C君、D君にいじめを受けた場合は1件として数える。E君とF君がG君にいじめを受けた場合は2件として数える。

高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4 「2. 警察に相談・通報した件数」

- (1) 「(2) うち、警察に相談・通報した学校数」には、平成26年度間において、1件以上のいじめについて警察に相談・通報した場合、「1」を記入する。
- (2) 「(4) うち、警察に相談・通報した件数」は、「認知件数」のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

5 「3. いじめの現在の状況」

- (1) 「いじめの現在の状況」については、平成27年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。
- (2) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)から(3)に該当しないものは「(4) その他」に記入すること。
- (3) 各学校種の「(5) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。
- (4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

6 「4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」

- (1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、

4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

- (2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の認知件数と一致するようにすること。)

7 「5. いじめの発見のきっかけ」

- (1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。
- (2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8 「6. いじめられた児童生徒の相談の状況」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9 「7. いじめの態様」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。
- (3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

10 「8. いじめの対応状況」 (1) いじめる児童生徒への対応

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 個々のいじめについて、いじめる児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。
- (3) 「退学・転学」中の⑩「懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。⑪「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における⑩「懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設型中学校のみが想定されている。「特別支援学校」では、高等部のみが想定されている(⑫「停学」及び⑭「自宅学習・自宅謹慎」についても同じ。)
- (4) ⑫「停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (5) **【公立学校のみ該当】**
⑬「出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
- (6) ⑮「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれ

に含まない。

- (7) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

11 「8. いじめの対応状況」 (2) いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数

「いじめる児童生徒」に対する「関係機関の措置」は、いじめる児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に、最終的な措置について、その人数を記入すること。なお、少年鑑別所に送致・収容のケースについては、家庭裁判所の欄に含めて記入すること。また、措置が確定していない場合は、平成27年3月31日現在の状況について記入すること。

12 「8. いじめの対応状況」 (3) いじめられた児童生徒への対応

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

13 「9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」

- (1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。
- (2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。
- (4) 選択肢「いじめの問題に関する校内研修を実施した。」は、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

14 「10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について」

- (1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。
- (2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。
- (3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。
- (4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

15 「11. いじめ防止対策推進法に関して」 (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

- (1) 本項目は、いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。

当該項目には、平成26年度間に発生した「重大事態」の状況について記入すること（調査

が終了したものだけでなく、調査が継続しているものも計上すること。)

- (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」であり、同項第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。

- (3) 「いじめ防止等の基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とすること。
- (4) 平成26年度末に発生した「重大事態」等で、調査主体が決定する前に平成27年度になった場合、「(3) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。
- (5) 1件の「重大事態」が、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同項第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記載すること。

4 小学校及び中学校における不登校の状況等

1 記入に当たって

- (1) この調査において「不登校児童生徒数」とは、平成27年度学校基本調査の小・中学校における「理由別長期欠席数」(平成26年度間(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒)のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童生徒数と一致するものとする。
- (2) 詳細は以下の「学校基本調査の手引」を参照すること。

16(17) 理由別長期欠席者数

- ① 平成27年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、前年度間(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数をそれぞれ理由別に記入します。ただし、平成26年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外します。
- なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含めます。
- ② 当該児童生徒が前年度中に転学した場合は、平成27年3月31日現在、在籍する学校において記入します。
- ③ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(初等中等教育局児童生徒課)における「不登校」の人数は、本調査の「不登校」の人数に一致するものであることに留意してください。
- ④ 欠席理由は次によります。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入します。

*「病 気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により，入院，通院，自宅療養のため，長期欠席した者の数を記入します。（自宅療養とは，医療機関の指示がある場合のほか，自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含みます。）

*「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せないとか，生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入します。

*「不 登 校」：何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし，「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）の数を記入します。なお，欠席状態が長期に継続している理由が，学校生活上の影響，あそび・非行，無気力，不安など情緒的混乱，意図的な拒否及びこれらの複合であるものとします。

○「不登校」の具体例

(イ) 学校生活上の影響：いやがらせをする生徒の存在や，教師との人間関係等，明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。

(ロ) あそび・非行：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。

(ハ) 無気力：無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく，迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。

(ニ) 不安など情緒的混乱：登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど，不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。

(ホ) 意図的な拒否：学校に行く意義を認めず，自分の好きな方向を選んで登校しない。

(ヘ) 複合：不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

*「そ の 他」：上記「病気」，「経済的理由」，「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入します。

○「その他」の具体例

(ア) 保護者の教育に関する考え方，無理解・無関心，家族の介護，家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

(イ) 外国での長期滞在，国内・外への旅行のため，長期欠席している者

(ウ) 連絡先が不明なまま長期欠席している者（1年間にわたり居所不明であった者を除く。）

(エ) 欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」），主たる理由を特定できない者

（学校基本調査の手引より転載）

2 「1. 不登校児童生徒の在籍学校数」

(1) 「学校総数」の欄は，学校においては記入不要。

(2) 「在籍学校数」には，平成26年度間に「不登校児童生徒」が在籍していた学校において，「1」を記入すること。

3 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」

(1) 「在籍児童生徒総数」は，「平成26年度学校基本調査」に基づき，全ての学校が記入すること。

(2) 「不登校児童生徒数」が、「平成27年度学校基本調査」における「不登校」を理由とする長期欠席児童生徒数（平成26年度間）として報告した数と一致しているか必ず確認すること。

(3) ※の欄には、前年度から不登校の状態（30日以上）が継続している児童生徒の人数を、平成26年度の不登校児童生徒数の内数として記入する。中学校1年生については、小学校6年生のときの人数の内数を記入すること。

（例）前年度から不登校状態が継続している中学校1年生の人数は平成25年度における小学校6年生の不登校児童生徒数の内数となる。

4 「3. 不登校になったきっかけと考えられる状況

(1) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」とは、不登校になった時点において当該児童生徒が置かれている状況のことをいい、調査票の各区分については、具体的に次のようなものが考えられる。

- ① いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・教職員の強い叱責，注意等
- ④ 学業の不振・・・・・・・・・・・・成績の不振，授業が分からない，試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
- ⑥ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・親の単身赴任等
- ⑦ 親子関係をめぐる問題・・・・・・・・親の叱責，親の言葉・態度への反発等
- ⑧ 家庭内の不和・・・・・・・・・・両親の不和，祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの
- ⑨ 病気による欠席・・・・・・・・・・医師による診断の有無等に関わらない，心身の病気
- ⑩ あそび・非行・・・・・・・・・・・・遊ぶためや，非行グループに入ったりして登校しない。
- ⑪ 無気力・・・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない，登校しないことへの罪悪感が少なく，迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ⑫ 不安など情緒的混乱・・・・・・・・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない，漠然とした不安を訴え登校しないなど，不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- ⑬ 意図的な拒否・・・・・・・・・・本人が学校に行く意義を認めない，自分の好きなことに集中したい等

(2) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人との面接や家庭訪問を行ったり、関係機関と連携するなどして、個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で判断すること。

(3) 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」で回答した不登校児童生徒全員につき、考えられるものを全て選択すること。

5 「4. 不登校児童生徒への指導結果状況」

(1) 平成26年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった

児童生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

- ・ 1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
 - ・ 中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。
- (2) 「好ましい変化が見られるようになった児童生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。
- (3) A, Bの人数は、「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」の「(7) 計」のA, Bの人数とそれぞれ一致するようにすること。

6 「5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置」

- (1) 複数回答を可とする。
- (2) 「4. 不登校児童生徒の指導結果状況」において、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」が1人以上在籍していた学校において、該当欄に「1」を記入する。

7 「6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」

- (1) 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」で計上した「不登校児童生徒」について、調査票の区分に従って記入する。①～⑦, ⑧, ⑨の区分は複数回答を可とする。
- (2) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (3) (4)の欄には⑧, ⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(6)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (4) (7)の欄には、学校外で(2)の「①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数」に該当し、かつ、学校内で(5)の「⑧, ⑨による指導等を受けていない人数」に該当する児童生徒の人数を記入する。
- (5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「小学校」「中学校」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (8) 「教育支援センター（適応指導教室）」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、

教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

- (9) 「民間団体、民間施設」とは、平成15年5月16日付け15文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」の別添2「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考とし、不登校児童生徒の不適應等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

8 「7. 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」

- (1) 平成17年7月6日付け17文科初第437号通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。
- (2) 「(a)のうち『6』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、調査票の23ページの機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

5 高等学校における長期欠席の状況等

1 「1. 長期欠席者の状況」

- (1) 在籍者数(A)については、平成26年度学校基本調査で回答した生徒数と一致する。
- (2) 「(1)理由別長期欠席者数」については、下記のとおり学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準ずる。
- ① 平成26年度間(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
- ② 当該生徒が平成26年度中に転学した場合は、平成26年度間の状況について、平成27年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

「病気」の欄には、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。)

「経済的理由」の欄には、家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。

「不登校」の欄には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数を記入する。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、「学校生活上の影響」、「あそび・非行」、「無気力」、「不安など情緒的混乱」、「意図的な拒否」及び「これらの複合」であるものとする。

「不登校」の具体例

- ・ 学校生活上の影響：いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。
- ・ あそび・非行：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・ 無気力：無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎

えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。

- ・ 不安など情緒的混乱：登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- ・ 意図的な拒否：学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・ 複合：不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。

「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。

「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・ 欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者

- (3) 「(1) 理由別長期欠席者数」の「不登校 (B)」における「中退」「原級留置」の欄には、不登校に該当する者のうち、平成26年度中に中途退学または原級留置の措置になった者について記入する。
- (4) 「(3) (B)における前年度の不登校の有無」欄には、「不登校」を理由とする長期欠席者のうち、平成25年度において「不登校」を理由に長期欠席した者の数を「有」の欄に記入し、「不登校」を理由とした長期欠席をしていない者の数を「無」の欄に記入する。不明の者については、その数を「その他」欄に記入する。
- (5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2 「2. 不登校生徒の在籍学校数」

- (1) この調査において「不登校生徒」とは、「1. 長期欠席者の状況」（平成26年度間（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した生徒）のうち、「不登校」を理由とする者として報告した生徒数と一致するものとする。（以下同じ。） 詳細については1.(2)を参照のこと。
- (2) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (3) 「在籍学校数」には、平成26年度間に「不登校生徒」が在籍していた学校において、「1」を記入すること。なお、単位制高校においては、全日制、定時制の別に「1」を記入し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として「1」を記入すること。

3 「3. 不登校になったきっかけと考えられる状況」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」とは、不登校になった時点において当該生徒が置かれている状況のことをいい、調査票の各区分については、具体的に次のようなものが考えられる。

① いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの

- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲違い等
 - ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・・・教職員の強い叱責，注意等
 - ④ 学業の不振・・・・・・・・・・・・・・・・成績の不振，授業が分からない，試験が嫌い等
 - ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
 - ⑥ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・・・親の単身赴任等
 - ⑦ 親子関係をめぐる問題・・・・・・・・・・親の叱責，親の言葉・態度への反発等
 - ⑧ 家庭内の不和・・・・・・・・・・・・両親の不和，祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの
 - ⑨ 病気による欠席・・・・・・・・・・・・医師による診断の有無等に関わらない，心身の病気
 - ⑩ あそび・非行・・・・・・・・・・・・遊ぶためや，非行グループに入ったりして登校しない。
 - ⑪ 無気力・・・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない，登校しないことへの罪悪感が少なく，迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
 - ⑫ 不安など情緒的混乱・・・・・・・・・・・・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない，漠然とした不安を訴え登校しないなど，不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
 - ⑬ 意図的な拒否・・・・・・・・・・・・本人が学校に行く意義を認めない，自分の好きなことに集中したい等
- (3) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」については，学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が，本人との面接や家庭訪問を行ったり，関係機関と連携するなどして，個々の生徒の状況把握を十分に行った上で判断すること。
- (4) 「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき，考えられるものを全て選択すること。

4 「4. 不登校生徒への指導結果状況」

- (1) 該当する単位制高校においては，全日制，定時制の別に計上し，更に※の欄に，全日制，定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 平成26年度1年間の指導結果（当該年度間において中途退学等（年度末を越える休学，留学を含む。以下同じ。）した生徒については，中途退学等した時点における状況）を対象とし，「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」とは，各学校が，以下のような例を参考に，個々の生徒の状況に応じて判断し，継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。
 - ・ 1学期中は全く登校できなかったが，教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で，特定の教科の学習に興味を持てるようになり，3学期には，興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
 - ・ 高校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが，担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり，その後，週に1回程度は登校するようになった。
- (3) 「好ましい変化が見られるようになった生徒」とは，学校復帰に向けて例えば，「明るく生

き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。

- (4) ①～④の人数は、「1. 長期欠席者の状況」の全日制の①②、定時制の③④の人数とそれぞれ一致するようにすること。

5 「5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に「1」を記入し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として「1」を記入すること。
- (2) 複数回答を可とする。
- (3) 「4. 不登校生徒の指導結果状況」において、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」が1人以上在籍していた学校において、該当欄に「1」を記入する。

6 「6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」生徒について、調査票の区分に従って記入する。①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。
- (3) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3)の「不明」の欄は、学校外の機関等での相談・指導等を受けているかどうか把握していない不登校生徒数について記入する。(4)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (4) (5)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(7)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「全日制」「定時制」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (8) 「教育支援センター(適応指導教室)」とは、不登校生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (9) 「民間団体、民間施設」とは、平成21年3月12日付け20文科初第1346号通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導等を受けている場合の対応について」の別添「民間施設についてのガイドライン(試案)」により、不登校生徒の不応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

6 高等学校における中途退学者数等の状況

1 「1. 退学者数」

- (1) 退学者とは、平成26年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由によること。
- (2) 在籍者数（A）については、平成26年4月1日現在の在籍者を記入すること。1年生については、入学日現在で記入する。（「平成26年度学校基本調査」の数値ではないので注意。）
- (3) 中途退学理由の区分については、以下によること。
 - ◎ 「学業不振」の欄は、高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけず退学した者について記入すること。
 - ◎ 「学校生活・学業不適応」の各欄は、当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者に限定すること。
 - 「もともと高校生活に熱意がない。」の欄は、高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した者について記入すること。
 - 「授業に興味を湧かない。」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味が持てない等の理由のために退学した者について記入すること。
 - 「人間関係がうまく保てない。」の欄は、生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した者について記入すること。
 - 「学校の雰囲気が合わない。」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した者について記入すること。
 - 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した者について記入すること。
 - ◎ 「進路変更」の各欄は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者について記入すること。
 - 「別の高校への入学を希望。」の欄は、別の高校への入学を積極的に希望して退学した者について記入すること。
 - 「専修・各種学校への入学を希望。」の欄は、専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者について記入すること。

ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高卒程度認定試験を受験希望」の欄に記入すること。
 - 「就職を希望。」の欄は、就職することを積極的に希望して退学した者について記入すること。なお、家業を手伝うこととした者も含むこと。
 - 「高卒程度認定試験を受験希望。」の欄は、高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者について記入すること。
 - 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者について記入すること。

- ◎ 「病気、けが、死亡」の欄は、病気がち等の理由のため欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者について記入すること。
 - ◎ 「経済的理由」の欄は、保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者について記入すること。
 - ◎ 「家庭の事情」の欄は、家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者について記入すること。
 - ◎ 「問題行動等」の欄は、例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者について記入すること。
 - ◎ 「その他の理由」の欄は、理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なものについて記入すること。
- (4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、退学者のうち中途退学理由の区分において、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」の項目について、該当する項目を全て選択すること。
- 「授業料減免を受けていた者」の欄は、平成26年度に授業料減免を受け、退学時点においても授業料減免を受けていた者について記入すること。
 - 「奨学金を受けていた者」の欄は、平成26年度に都道府県が実施する奨学金事業又はそれ以外の奨学金（高校生等奨学給付金は含まない。）の貸与又は給付を受け、退学時点においても奨学金の貸与又は給付を受けていた者について記入する。（複数の奨学金の貸与又は給付を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。）
 - 「授業料の滞納があった者」の欄は、退学時点において、授業料滞納があり授業料の納入が完了していない者について記入すること。
 - 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者（学校として把握していない者を含む。）について記入すること。したがって、「経済的理由の具体的な状況」の各項目の合計が、中途退学理由の区分における「経済的理由」の欄の数値を下回ることはない。
- (5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2 「2. 懲戒による退学者数」

懲戒による退学者数は、「1 退学者数」に記入した者のうち、懲戒処分により退学した者の数を記入すること。

3 「3. 原級留置者数」

原級留置者とは、平成27年3月末現在で進級又は卒業が認められなかった者をいう。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった者は除く。

4 「4. 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数」

この欄の再入学者とは、平成26年度以前に高等学校を退学した者であって、平成26年度中に退学したときと同一の学校の同一の課程・学科に再度入学したものをいう。

5 「5. 以前に高等学校を退学し、編入学した者の数」

この欄の編入学者とは、平成26年度以前に高等学校を退学した者で、平成26年度中にいずれかの高等学校に再度入学した者の中から、「4 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数」に記入した者を除いたものをいう。

海外から帰国した者、海外にある学校に在籍していた外国籍の者、高等専門学校や特別支援

学校に在学していた者などは含まないので、記入に当たって十分注意すること。

7 自殺の状況

1. 「1. 自殺の状況」

- (1) 平成26年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものについて記入すること。警察により自殺と判断されたものを把握した場合は、ここに計上すること。
- (2) 中学校には中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
- (3) 高等学校の単位制については，入学年度を1年次として，1年次，2年次，3年次を，それぞれ1年生，2年生，3年生として扱うこと。（4年次以上は4年生として扱う。）

2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 自殺した児童生徒が置かれていた状況について，自殺の理由に関係なく，学校が事実として把握しているもの以外でも，警察等の関係機関や保護者，他の児童生徒等の情報があれば，該当する項目を全て選択すること。
- (3) それぞれの項目については，以下の具体例を参考にすること。
 - ① 家庭不和 : 父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。等
 - ② 父母等の叱責 : 父母等から叱られ落ち込んでいた。等
 - ③ 学業等不振 : 成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。／授業や部活動についていけず悩んでいた。等
 - ④ 進路問題 : 卒業後の進路について悩んでいた。／受験や就職試験に失敗した。／面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。等
 - ⑤ 教職員との関係での悩み : 学級担任との関係がうまくいかずに悩んでいた。／教職員から厳しく叱責を受けていた。等
 - ⑥ 友人関係での悩み（いじめを除く。） : 友人とけんかをし，その後，関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。等
 - ⑦ いじめの問題 : いじめられ，つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかとの訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。等
 - ⑧ 病弱等による悲観 : 病気や病弱であることについて悩んでいた。等
 - ⑨ えん世 : 世の中を嫌なもの，価値のないものと思って悩んでいた。等
 - ⑩ 異性問題 : 異性問題について悩んでいた。等
 - ⑪ 精神障害 : 精神障害で専門家による治療を受けていた。等
 - ⑫ 不明 : 他の項目のどれにも該当しないもの。

新 旧 対 照 表

調査事項 旧	新
調査Ⅰ <u>平成25年度</u> における小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	調査Ⅰ <u>平成26年度</u> における小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況
調査Ⅱ <u>平成25年度</u> における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	調査Ⅱ <u>平成26年度</u> における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等
調査Ⅲ <u>平成25年度</u> における小学校及び中学校における不登校の状況等	調査Ⅲ <u>平成26年度</u> における小学校及び中学校における不登校の状況等
調査Ⅳ <u>平成25年度</u> における高等学校における長期欠席の状況等	調査Ⅳ <u>平成26年度</u> における高等学校における長期欠席の状況等
調査Ⅴ <u>平成25年度</u> における高等学校における中途退学者数等の状況	調査Ⅴ <u>平成26年度</u> における高等学校における中途退学者数等の状況
調査Ⅵ <u>平成25年度</u> における小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	調査Ⅵ <u>平成26年度</u> における小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況
調査Ⅶ <u>平成25年度</u> における出席停止の措置の状況	調査Ⅶ <u>平成26年度</u> における出席停止の措置の状況
調査Ⅷ <u>平成25年度</u> における教育相談の状況	調査Ⅷ <u>平成26年度</u> における教育相談の状況

調査Ⅰ 平成26年度における小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

旧	新
<p>6. 学年・男女別加害児童生徒数 (注1) (略) (注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。</p>	<p>6. 学年・男女別加害児童生徒数 (注1) (略) (注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、<u>4年次以上</u>をそれぞれ1年生、2年生、3年生、<u>4年生</u>として扱うこと。</p>

調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

旧	新
<p>4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳 (注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。</p> <p>11. いじめ防止対策推進法に関して (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数 (注1) 本項目は<u>いじめ防止対策推進法に関する項目であることから、同法が施行された平成25年9月28日以後の状況について記入すること。</u></p> <p>(注2) いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」であり、同第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。</p> <p>(注3) (略)</p>	<p>4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳 (注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、<u>4年次以上</u>をそれぞれ1年生、2年生、3年生、<u>4年生</u>として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。</p> <p>11. いじめ防止対策推進法に関して (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数 (注1) 本項目は、<u>いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする</u>と規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。<u>当該項目には、平成26年度間に発生した「重大事態」の状況について記入すること(調査が終了したもののだけでなく、調査が継続しているものも計上すること。)</u></p> <p>(注2) いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」であり、<u>同項</u>第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。<u>いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。</u></p> <p>(注3) (略)</p>

<p>(注4)</p> <p>(注5) 平成26年3月31日現在の状況において記入すること。なお、平成25年度末に発生した「重大事態」等で、調査主体が決定する前に平成26年度になった場合、「(3) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。</p> <p>(注6) (略)</p>	<p>(注4) 平成26年度末に発生した「重大事態」等で、調査主体が決定する前に平成27年度になった場合、「(3) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。</p> <p>(注5) (略)</p>
--	---

調査V 平成26年度における高等学校における中途退学者数等の状況

旧	新
<p>1 退学者数 経済的理由の具体的な状況 奨学金の貸与を受けていた者</p> <p>《記入にあたって》 (注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、退学者のうち中途退学理由の区分において、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」の項目について、該当する項目をすべて選択すること。</p> <p>(略)</p> <p>○ 「奨学金の貸与を受けていた者」の欄は、平成25年度に都道府県が実施する奨学金事業またはそれ以外の奨学金の貸与を受け、退学時点においても奨学金の貸与を受けていた者について記入する。(複数の奨学金の貸与を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。)</p> <p>(略)</p> <p>○ 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者(学校として把握していない者を含む)について記入すること。したがって、「経済的理由の具体的な状況」の各項目の合計が、中途退学理由の区分における「経済的理由」の欄の数値を下回ることはない。</p> <p>(注5) (略)</p>	<p>1 退学者数 経済的理由の具体的な状況 奨学金を受けていた者</p> <p>《記入に当たって》 (注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、退学者のうち中途退学理由の区分において、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」の項目について、該当する項目を全て選択すること。</p> <p>(略)</p> <p>○ 「奨学金を受けていた者」の欄は、平成26年度に都道府県が実施する奨学金事業又はそれ以外の奨学金(高校生等奨学給付金は含めない。)の貸与又は給付を受け、退学時点においても奨学金の貸与又は給付を受けていた者について記入する。(複数の奨学金の貸与又は給付を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。)</p> <p>(略)</p> <p>○ 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者(学校として把握していない者を含む)について記入すること。したがって、「経済的理由の具体的な状況」の各項目の合計が、中途退学理由の区分における「経済的理由」の欄の数値を下回ることはない。</p> <p>(注5) (略)</p>